

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年 5月28日

旭川市長 西 川 将 人

### 1 契約の名称及び概要

- (1) 契約の名称 北彩都あさひかわ草刈業務委託
- (2) 契約の概要
  - ア 業務内容  
除草工 延べ面積39,538㎡
  - イ 履行期間  
着手日から令和3年9月30日まで
  - ウ 発注部局及び問い合わせ先  
旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階  
旭川市地域振興部地域振興課  
電話 0166-25-5316

### 2 契約の相手方の選定基準

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。
- (2) 旭川市内に拠点を有すること。

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が最低価格の者と契約を締結する。